

		<PH1> 発熱等の症状が みられる場合	<PH2> 「主治医」・「受診・相談センター」等 への相談の目安に該当	<PH3> PCR検査実施中	<PH4> PCR陽性 (保健所による行動調査※終了前)	<PH5> PCR陽性 (保健所による行動調査※終了後)
					※保健所による行動調査 事業所関係者がPCR検査で陽性になった場合、利用者、職員等どの範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が事業所訪問するなどにより行う調査 ◆以降、保健所の指示に従うこと	
利用者の発症	当該利用者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 生活維持に必要なサービスを検討し（ケアマネジャーと連携）、必要最小限のサービス提供に限定し、担当職員を固定（事業所判断） 	<ul style="list-style-type: none"> 生活維持に必要なサービスを検討し（ケアマネジャーと連携）、必要最小限のサービス提供に限定し、担当職員を固定（事業所判断） ※生活維持に必要なサービスの検討例 <ul style="list-style-type: none"> 身体介護を中心に生活援助は必要不可欠なものに限定 ・訪問回数の減少、訪問時間の短縮 調理の代わりに弁当購入で対応、入浴を清拭や部分浴に変更 等 ◆以下のいずれかに該当する場合は、主治医や受診・相談センター等へ連絡 <ul style="list-style-type: none"> ○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ○重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 （※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 	<ul style="list-style-type: none"> 生活維持に必要なサービスを検討し（ケアマネジャーと連携）、必要最小限のサービス提供に限定し、担当職員を固定（事業所判断） 	<ul style="list-style-type: none"> 入院の適否は、新型コロナウイルス感染症対策の医療提供体制「神奈川モデル」による 	<ul style="list-style-type: none"> 入院の適否は、新型コロナウイルス感染症対策の医療提供体制「神奈川モデル」による ◆入院の場合、情報提供書（施設・事業所→医療機関）を救急隊や医療機関に提出 ※令和2年9月14日横浜市事務連絡「介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症の感染に伴う入退院時の対応について」 ◆退院の目安：発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合 なお、医療体制状況によっては症状が安定していれば、自宅（施設）療養に切り替わる可能性もあります。 ※施設等の利用者が退院に当たっては、厚生労働省の基準に基づき医療機関で判断
	他利用者への対応			<ul style="list-style-type: none"> 当該利用者と接触している職員における他利用者へのサービス提供を停止（事業所判断） 「陽性」判定が出た場合に備える（<PH4>の準備） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該利用者と接触した職員が担当した他利用者について、生活維持に必要なサービスを検討し（ケアマネジャーと連携）、必要最小限のサービス提供に限定し、担当する職員（別職員）を固定 	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者の職員が担当した他利用者について、生活維持に必要なサービスを検討し（ケアマネジャーと連携）、必要最小限のサービス提供に限定し、担当する職員（別職員）を固定
	職員等への対応			<ul style="list-style-type: none"> 当該利用者と接触している職員における他利用者へのサービス提供を停止（事業所判断） 「陽性」判定が出た場合に備える（<PH4>の準備） 	<ul style="list-style-type: none"> 当該利用者と接触している職員の出勤停止 	<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者の職員の出勤停止

訪問系サービスの利用者・職員が新型コロナウイルス感染症の疑い事例が発生した以降の対応について（R2年12月25日更新版）

		<PH1> 発熱等の症状が みられる場合	<PH2> 「主治医」・「受診・相談センター」等 への相談の目安に該当	<PH3> PCR検査実施中	<PH4> PCR陽性 (保健所による行動調査※終了前)	<PH5> PCR陽性 (保健所による行動調査※終了後)
					※保健所による行動調査 事業所関係者がPCR検査で陽性になった場合、利用者、職員等のどの範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が事業所訪問するなどにより行う調査	
					◆以降、保健所の指示に従うこと	
職員 の 発 症	当該職員への対応	・出勤停止	・出勤停止 ◆以下のいずれかに該当する場合は、主治医や受診・相談センター等へ連絡 ○息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ○重症化しやすい方(※)や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 (※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方 ○上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合	・出勤停止	・出勤停止	・出勤停止
	他職員への対応			・当該職員に「陽性」判定が出た場合に備える(<PH4>の準備)	・当該職員と接触している職員の出勤停止	・濃厚接触者の職員の出勤停止
	利用者等への対応			・当該職員に「陽性」判定が出た場合に備える(<PH4>の準備)	・当該職員と接触した利用者について、生活維持に必要なサービスを検討し(ケアマネジャーと連携)、必要最小限のサービス提供に限定し、担当する職員(別職員)を固定	・濃厚接触者の利用者に対し、生活維持に必要なサービスを検討し(ケアマネジャーと連携)、必要最小限のサービス提供に限定し、担当する職員(別職員)を固定(期間は、保健所の助言にもとづく事業所判断による)